

ノト思ヒマス。

第一此ノ規約ヲ作製スルニ就キマシテ根本方針トシテ我々が當  
意致シマシタノハ今後我々が大ニ努力スルべき事柄ハ之ヲ規約  
ノ中ニ載込ニテ行キタイ、斯ウ云フ事ヲテアリマシテ、曾テ思  
因道ノ組織研究委員会ニ於テ約半ケ年ニ亘ッテ産業別  
組合組織ニ就テ研究サレテ一ノ成案が出来ニッワサレシテ  
之ヲ規約ノ中ニ入レヨトシタ時ニ欧羅巴カラ帰ッタ西尾君  
ハ中央委員会ニ於テ、規約内ニリウ云フ理想ヲ入レルト云フコト  
ハ絶対ニワケナイト云ワテ之ニ反対サレシタ、今後私達が起  
草致シマシタ規約ハ夫レトハ反対デ、今後我々が努力シ進ム  
ベキ理想ヲ出来ルカケ多ク規約ニ載込ニテ行キタイト云フ方  
針ヲ執ッタノデアリマス  
次ニ他方評議会ノ構成及び裁分ニ就キマシテ明白ニ致シマシ

全国的ニ各種ノ産業組合ノ労働組合が伸ビテ居ルニスカラ  
各地方ニ於ケル協議機関ヲ一定シテ所在組合員ノ總數五百  
名以上ニ達スル場合ニハ地方評議会ヲ設ケルコトニシタ

更ニ第五章ニ於テ産業別組合聯合会ノコトヲ判ツキリト條  
文ニ現ハシタ次デアリマス、産業別合同若ハ聯合ニ就キマシ  
テハ數年來我々多ク努力ヲ拂ッテ、モハヤ僅カク努力カテ道ニ之  
ヲ實現シ得ラレル機運ニ差迫ッテ居ワタニモ拘ラス今日ノ總同  
盟幹部ノ方針ハ西尾君ノ言フタ如ク理想ヲ共ノ規約中ニ  
現ハサヌノデアリカ、我々ハ之ヲ機合ニ實現スベク明白ニオ十六章  
ニ規定シタノデアリマス。

ワレイラ今度私達ノ總同盟ハ異ナク莫ハ總同盟ヲハ大会ノ  
議長ハ毎回大会ノ後ニ次ノ議長副議長ヲ選ブト云フ事ニナ